

令和4年7月26日

QRコード付きマイナンバーカード交付申請書の再々送付

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、7月26日から9月上旬にかけて、QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。詳細は別添をご覧ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

（別添）

（連絡先）
自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
担当：松田課長補佐、瀧口係長
電話：03-5253-5366

まだマイナンバーカードをお持ちでない方への QRコード付き交付申請書の送付について

- **令和4年7月26日以降**、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方(5,500万人) (※)を対象に、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書が順次送付されます。

※ マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、原則として、令和4年度中に出生した乳児、在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勸奨を行う方等を除く方が対象となります。また、令和3年度末までに後期高齢者医療広域連合より、交付申請書が送付された75歳以上の方には送付されません。

- QRコード付き交付申請書は、**地方公共団体情報システム機構(J-LIS)**より送付されます。

※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、国と地方公共団体が共同で管理する法人です。

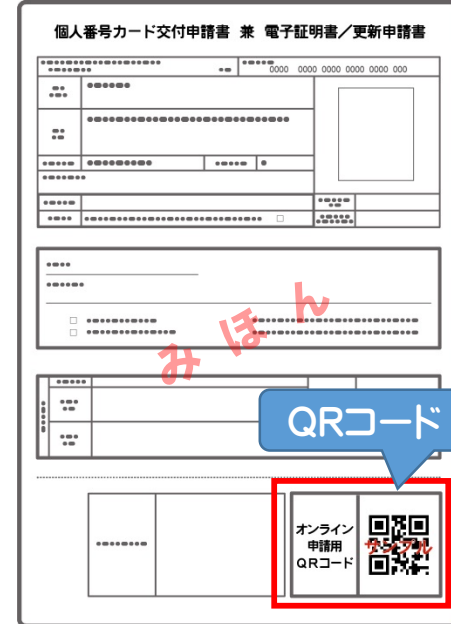
- **右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、オンラインで簡単に申請ができます。**

※ 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。

- **7月27日からは、有名タレントを起用したQRコード付き交付申請書の送付をPRする新テレビCMを放映**

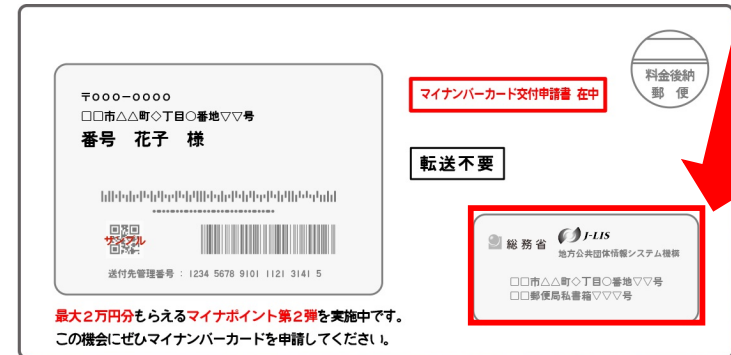


【新CMイメージ】



QRコード付き交付申請書

「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から送付されます。
総務省も記載されています。



送付される封筒

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。